北海道

～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報

第47号
2025. 7. 30

消費者金融から借入させる副業サポートに関するトラブルにご注意！

事　例

ＳＮＳ広告を見てアフィリエイトによる副業を始めようと、事業者に電話した。事業者から高額なサポートプランを勧められ、副業収入で賄えると説明されたので契約。その後、消費者金融からの借入を指示されたので不審に思い解約を申し出ると、違約金の支払いを求められ不満。（２０代 女性）

©KANAGAWA2013

一言アドバイス

北海道消費者
教育PRｷｬﾗｸﾀｰ
「ちえ子さん」

- ○ 事業者からの電話勧誘により契約した場合は、「電話勧誘販売」に該当し、クーリング・オフの対象となる可能性があります。
- ○ この事例の他にも、スマホの遠隔操作アプリのダウンロードを指示され、画面共有をしながら消費者金融から借入れをして高額なサポートプランの料金を支払わされた、というケースもあります。
- ○「簡単に稼げる」「楽に儲かる」副業はありません。
- ○ 副業トラブルでは借金だけが残り、債務整理をせざるを得ないケースが少なくありません。借金をしてまで契約することはやめましょう！

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html

困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター　受付時間　平日／午前９時～午後４時３０分

相談専用電話　050-7505-0999

消費者ホットライン※　188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRｷｬﾗｸﾀｰ
「かしこしか」